

ECCS アカウントに関する諸注意

有効期限が年度末に変更

教育用計算機システム（ECCS）アカウントをご利用の教職員については、年度毎の継続利用手続きをお願いしています。例年、当該年度のアカウント有効期限を翌年度の5月末日までとし継続利用手続き期間を3月下旬から5月末日までをお願いしていましたが、本年度から、翌年度の継続利用手続きを当該年度内に手続きしていただくと共に、アカウント有効期限を年度末に変更しました。平成29年度の継続利用の手続きは平成28年度中にお願います。また、継続利用の手続きに関する通知については、例年、学内便を通じて書面にて行なっていましたが、ECCSアカウントおよび人事情報システムに登録のメールアドレス宛に対してメールのみによる通知を行うように変更しました。

アカウントの有効期限：3月31日

継続利用手続きの案内：メールにて2月中旬ごろを予定

継続利用手続き期間：3月1日～31日

手続き方法：UTokyo Account の申請メニュー（ID Workflow）にログイン後、
「ECCS継続利用申請書」から

注：3月31日までに継続利用の手続きを完了しないと、4月1日よりECCSを利用できなくなります。

代理申請

1. 本学構成員はECCSアカウントを取得でき、常勤教職員（除く特任研究員）、および名誉教授は、新規・継続などの申請手続きは本人が可能です。
2. 但し1に当てはまらない教職員については、常勤教職員が申請する必要があります。
3. 従来2の申請は書面で提出する必要がありましたが、2月よりUTokyo Account の申請メニュー（ID Workflow）からオンラインで行うことができることになりました。

2に該当する教職員の申請については、これまでと同様、常勤教職員が申請者になり、申請メニューから申請をお願いします。申請書等の書面の送付は必要ありません。

申請者:常勤教職員（除く特定有期雇用教職員）

対象者:1に当てはまらない本学構成員

注：特定有期雇用教職員及び名誉教授は、ご自身の新規利用や継続利用の申請は可能ですが、各種代理申請の申請者となることはできません。

お知らせ

- ECCS利用申請書（代理）
UTokyo Accountと同じユーザIDとパスワードでECCSを利用できます
- ECCS継続利用申請書（代理）
翌年度も引き続き在籍する方は継続利用の手続きによりECCSを継続できます
- ECCS限定アカウント登録（代理）
UTokyo Accountをお持ちでない方にECCS利用権のみを提供できます
- ECCS休学時利用申請書（代理）
学生が学術目的などの理由により休学する場合は、指導教員などの許可があれば休学中でもECCSを利用できます

詳しい操作方法はECCSのホームページある「ECCS代理申請機能利用手順書」をご参照ください。

URL:http://www.ecc.u-tokyo.ac.jp/announcement/2017/01/11_2428.html

「UTokyo Account の申請メニュー」

<https://utacm.adm.u-tokyo.ac.jp/idworkflow/>（学内専用）



管理番号	テンプレート名	備考
00002	認証GWサービス利用申請書	
00004	ECCS継続利用申請書	
00005	ECCSアカウント連絡責任者情報変更申請書	
00006	ECCS利用権停止申請書	
00008	職員メールアドレス変更申請書	
00103	ECCS利用申請書<代理>	
00104	ECCS継続利用申請書<代理>	
00105	ECCS限定アカウント登録<代理>	
00106	ECCS休学時利用申請書<代理>	

お問い合わせメールアドレス

ecc-support@ecc.u-tokyo.ac.jp

（教育本郷チーム・教育駒場チーム）